

田原市防災行政無線戸別受信機の貸与に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、防災行政無線情報をアプリやメールで受信することができない世帯に対して、災害等に関する情報を迅速かつ的確に伝達するため、防災行政無線戸別受信機（以下「戸別受信機」という。）の貸与について、必要な事項を定めるものとする。

(貸与の対象者)

第2条 貸与の対象となる者は、本市に住所を有し、世帯に携帯電話、スマートフォン、タブレット端末その他これらに類するモバイル情報端末のいずれも所有する者がおらず、かつ次の各号のいずれかに該当する世帯に属する者に無償で貸与する。

- (1) 高齢者（65歳以上の者をいう。）のみで構成される住民税非課税世帯（介護老人保健施設などに入所している場合は対象外とする。）
- (2) 身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障害者又は視覚障害者の属する世帯
- (3) 生活保護を受給している世帯
- (4) その他市長が特に必要と認める世帯

(貸与の台数)

第3条 貸与する戸別受信機の台数は、1世帯あたり1台限りとする。ただし、市長が必要であると認める場合は、この限りでない。

(貸与の申請等)

第4条 戸別受信機の貸与を希望する者は、田原市戸別受信機貸与申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認める場合は、戸別受信機の貸与を決定する。

(遵守事項)

第5条 戸別受信機の貸与を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 戸別受信機の適切な使用及び管理に努めること。
- (2) 戸別受信機を故意に損傷し、又は紛失しないこと。
- (3) 戸別受信機を譲渡し、貸付し、売却し、交換し、又は担保に供してはならない。
- (4) 戸別受信機に故障等が発生した場合は、直ちに市長に届け出なければならない。

(維持管理の費用負担)

第6条 戸別受信機の使用に係る電気料金、電池の費用、その他戸別受信機の使用及び維持管理に要する費用は、使用者の負担とする。

2 使用者の故意又は過失による戸別受信機の損傷、紛失又は故障が生じた場合の修理等に要する費用は、使用者の負担とする。

(戸別受信機の返還)

第7条 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに田原市戸別受信機返還届(様式第2号)を市長に提出するとともに、戸別受信機を返還しなければならない。なお、返還に要する費用は使用者の負担とする。

(1) 第2条に規定する対象者に該当しなくなった場合。

(2) 戸別受信機を使用する必要がなくなった場合。

2 前項の規定にかかわらず、戸別受信機の耐用年数(5年)を経過した場合においては、戸別受信機の返還を免除する。

3 耐用年数経過後も、戸別受信機が正しく動作する場合においては、第4条に規定する申請をすることはできない。

(返還)

第8条 市長は、使用者が第2条に規定する対象者に該当しなくなった場合、または第5条の規定に違反したと認められる場合は、当該使用者に対し戸別受信機の返還を命じることができる。

(変更の申請)

第9条 使用者は、第4条で届けた戸別受信機の貸与を希望する者に関する事項に変更が生じた場合は、速やかに田原市戸別受信機申請事項変更届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(損害賠償)

第10条 戸別受信機の使用に伴い発生したトラブル、損害等については、使用者が解決する、又は負担するものとし、市は一切その責任を負わないものとする。

(戸別受信機の管理)

第11条 市長は、戸別受信機の設置状況を明確にするため、管理台帳を整備するものとする。

(提供の終了等)

第12条 市長は、防災行政無線の運用が終了した場合等により、戸別受信機の運用を終了することができるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、戸別受信機の貸与に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。